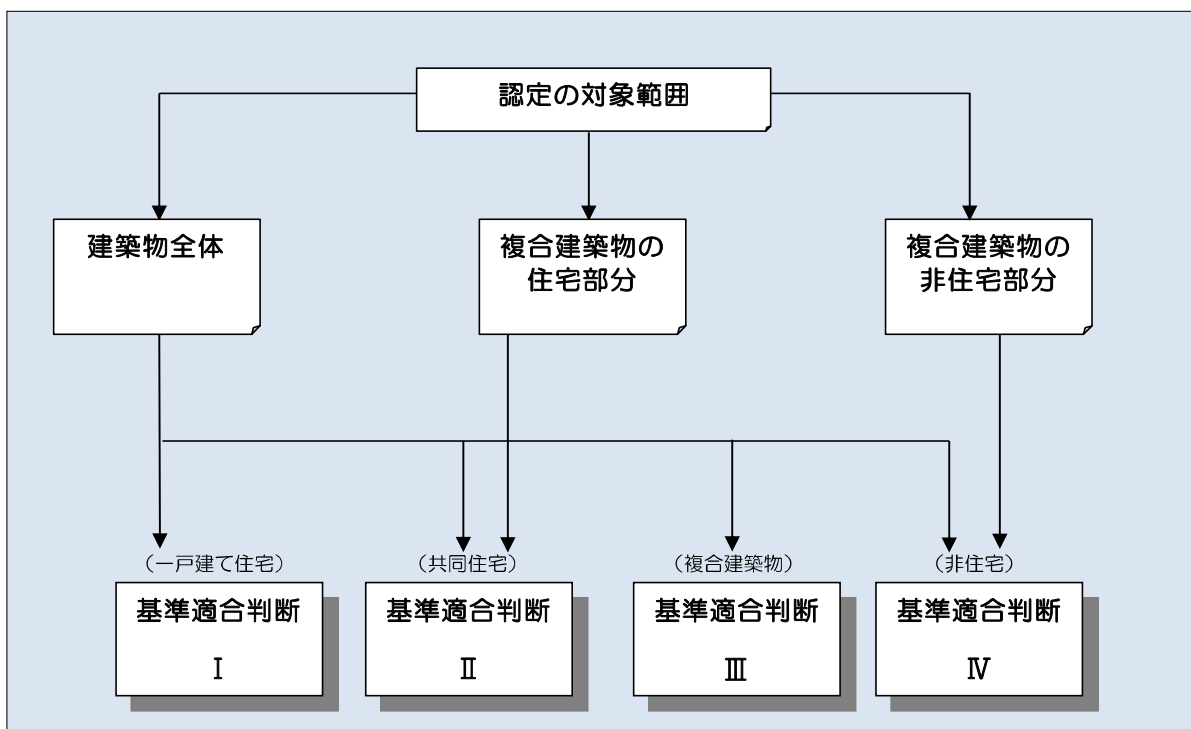
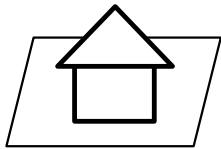
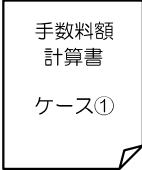
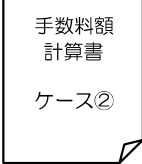
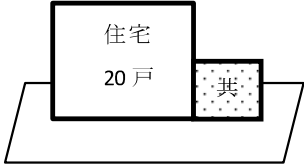
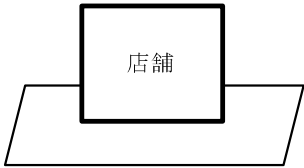
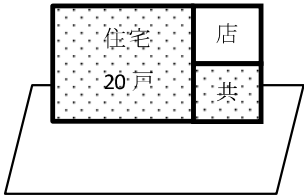


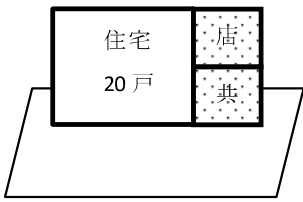
手数料額計算書の記載例（性能向上計画認定）

※性能向上計画認定において想定される申請イメージ
（適合証等有の場合）



条 件	認定手数料算定	手数料額 計算書
ケース①【基準適合判断Ⅰ】  用 途：住宅 申請内容：一戸建て住宅 住戸面積：100㎡	手数料別表三 四の(一)の(1) (一戸建て住宅) 5,800円	 手数料額 計算書 ケース①
ケース②【基準適合判断Ⅱ】  用 途：共同住宅 申請対象：建築物全体 住宅部分：2,050㎡ 住戸面積：90㎡×20戸 = 1,800㎡ 共用部分：250㎡	手数料別表三 四の(一)の(2)のイ (住宅部分2,000～5,000㎡) 52,800円	 手数料額 計算書 ケース②

ケース③【基準適合判断Ⅱ】  用 途：共同住宅 申請対象：建築物全体 住宅部分：1,800㎡ { 住戸面積：90㎡×20戸 = 1800㎡ { 共用部：250㎡（対象外部分）	手数料別表三 四の(一)の(2)イ （住宅部分300～2000㎡） <u>23,800円</u>	手数料額 計算書 ケース③
ケース④【基準適合判断Ⅲ】  用 途：複合建築物 （共同住宅及び店舗） 申請対象：建築物全体 住宅部分：2,050㎡ { 住戸面積：90㎡×20戸 = 1800㎡ { 共用部：250㎡ 非住宅部分：200㎡ 店舗：200㎡	手数料別表三 四の(一)の(2)のイ （住宅部分2,000～5,000㎡） ① <u>52,800円</u> 手数料別表三 四の(一)の(2)のロ （非住宅部分～300㎡） ② <u>11,300円</u> ①+②=<u>64,100円</u>	手数料額 計算書 ケース④
ケース⑤【基準適合判断Ⅳ】  用 途：非住宅（店舗） 申請対象：建築物全体 （非住宅部分） 延べ面積：200㎡	手数料別表三 四の(一)の(2)のロ （非住宅部分～300㎡） <u>11,300円</u>	手数料額 計算書 ケース⑤
ケース⑥【基準適合判断Ⅳ】  用 途：複合建築物 （共同住宅及び店舗） 申請内容：複合建築物の 非住宅部分 住宅部分：2,050㎡ { 住戸面積：90㎡×20戸 = 1800㎡ { 共用部：250㎡ 非住宅部分：200㎡ 店舗：200㎡	手数料別表三 四の(一)の(2)のロ （非住宅部分～300㎡） <u>11,300円</u>	手数料額 計算書 ケース⑥

ケース⑦【基準適合判断Ⅱ】  用 途：複合建築物 （共同住宅及び店舗） 申請内容：複合建築物の 住宅部分 住宅部分：1,800㎡ ┌ 住戸面積：90㎡×20戸 = 1800㎡ └ 共用部：250㎡（対象外部分） 非住宅部分：200㎡ 店舗：200㎡	手数料別表三 四の(一)の(2)のイ （住宅部分300～2,000㎡） <u>23,800円</u>	手数料額 計算書 ケース⑦
---	---	--



：性能向上計画認定の対象外部分

ケース①（手数料額計算書）

第 1 号様式の 3（第 7 条関係）

計画認定申請

手数料額計算書
(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第 1 項の規定による申請)

1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)

☒ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分

2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)

住宅部分：
☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法
非住宅部分：
☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類（該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☒ 一戸建て住宅		別表三 四の(一)の(1)	別表三 四の(二)の(1)
	100㎡	5,800円 (a)	円 (A)
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表三 四の(一)の(2)のイ	別表三 四の(二)の(2)のイ
		円 (b)	円 (B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表三 四の(一)の(1)	別表三 四の(二)の(1)
		円 (c)	円 (C)
	非住宅部分の床面積の合計	別表三 四の(一)の(2)のロ	別表三 四の(二)の(2)のロ
	円 (d)	円 (D)	
	計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円

合計 5,800 円

(注意)
1 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
2 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
3 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

(日本産業規格 A 列 4 番)

ケース②（手数料額計算書）

第 1 号様式の 3（第 7 条関係）

計画認定申請

手数料額計算書
(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第 1 項の規定による申請)

1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)

☒ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分

2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)

住宅部分：
☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法
非住宅部分：
☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類（該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅		別表三 四の(一)の(1) 円 (a)	別表三 四の(二)の(1) 円 (A)
☒ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計 2,050m ²	別表三 四の(一)の(2)のイ 52,800円 (b)	別表三 四の(二)の(2)のイ 円 (B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積 m ²	別表三 四の(一)の(1) 円 (c)	別表三 四の(二)の(1) 円 (C)
	非住宅部分の床面積の合計 m ²	別表三 四の(一)の(2)のロ 円 (d)	別表三 四の(二)の(2)のロ 円 (D)
	計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 52,800円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円

合計 52,800 円

(注意)
1 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
2 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
3 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

(日本産業規格 A 列 4 番)

ケース③（手数料額計算書）

第 1 号様式の 3（第 7 条関係）

計画認定申請

手数料額計算書
(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第 1 項の規定による申請)

1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)

☒ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分

2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)

住宅部分：
☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法
非住宅部分：
☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類（該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅		別表三 四の(一)の(1) 円 (a)	別表三 四の(二)の(1) 円 (A)
☒ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計 1,800m ²	別表三 四の(一)の(2)のイ 23,800円 (b)	別表三 四の(二)の(2)のイ 円 (B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積 m ²	別表三 四の(一)の(1) 円 (c)	別表三 四の(二)の(1) 円 (C)
	非住宅部分の床面積の合計 m ²	別表三 四の(一)の(2)のロ 23,800円 (d)	別表三 四の(二)の(2)のロ 円 (D)
	計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円

合計23,800 円

(注意)
1 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
2 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
3 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

(日本産業規格 A 列 4 番)

ケース④（手数料額計算書）

第1号様式の3（第7条関係）

計画認定申請

手数料額計算書
(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による申請)

1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)

☒ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分

2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)

住宅部分：
☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法
非住宅部分：
☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類（該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅		別表三 四の(一)の(1) 円 (a)	別表三 四の(二)の(1) 円 (A)
☒ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計 2,050m ²	別表三 四の(一)の(2)のイ 52,800円 (b)	別表三 四の(二)の(2)のイ 円 (B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積 m ²	別表三 四の(一)の(1) 円 (c)	別表三 四の(二)の(1) 円 (C)
	非住宅部分の床面積の合計 200m ²	別表三 四の(一)の(2)のロ 11,300円 (d)	別表三 四の(二)の(2)のロ 円 (D)
	計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 64,100円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円

合計 64,100 円

(注意)
1 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
2 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
3 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

ケース⑤（手数料額計算書）

第 1 号様式の 3（第 7 条関係）

計画認定申請

手数料額計算書
(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第 1 項の規定による申請)

1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)

☒ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分

2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)

住宅部分：
☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法
非住宅部分：
☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類（該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅		別表三 四の(一)の(1) 円 (a)	別表三 四の(二)の(1) 円 (A)
☒ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表三 四の(一)の(2)のイ 円 (b)	別表三 四の(二)の(2)のイ 円 (B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表三 四の(一)の(1) 円 (c)	別表三 四の(二)の(1) 円 (C)
	非住宅部分の床面積の合計	別表三 四の(一)の(2)のロ 11,300円 (d)	別表三 四の(二)の(2)のロ 円 (D)
	計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 11,300円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円

合計 11,300 円

(注意)
1 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
2 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
3 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

(日本産業規格 A 列 4 番)

ケース⑥（手数料額計算書）

第 1 号様式の 3（第 7 条関係）

計画認定申請

手数料額計算書
(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第 1 項の規定による申請)

1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)

☐ 建築物全体
☒ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分

2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)

住宅部分：
☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法
非住宅部分：
☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類（該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅		別表三 四の(一)の(1) 円 (a)	別表三 四の(二)の(1) 円 (A)
☒ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表三 四の(一)の(2)のイ 円 (b)	別表三 四の(二)の(2)のイ 円 (B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表三 四の(一)の(1) 円 (c)	別表三 四の(二)の(1) 円 (C)
	非住宅部分の床面積の合計	別表三 四の(一)の(2)のロ 11,300円 (d)	別表三 四の(二)の(2)のロ 円 (D)
	計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 11,300円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円

合計 11,300 円

(注意)
1 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
2 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
3 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

(日本産業規格 A 列 4 番)

ケース⑦（手数料額計算書）

第 1 号様式の 3（第 7 条関係）

計画認定申請

手数料額計算書
(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第 1 項の規定による申請)

1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)

☐ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☒ 複合建築物の住宅部分

2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)

住宅部分：
☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法
非住宅部分：
☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類（該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅		別表三 四の(一)の(1) 円 (a)	別表三 四の(二)の(1) 円 (A)
☒ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計 1,800m ²	別表三 四の(一)の(2)のイ 23,800円 (b)	別表三 四の(二)の(2)のイ 円 (B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積 m ²	別表三 四の(一)の(1) 円 (c)	別表三 四の(二)の(1) 円 (C)
	非住宅部分の床面積の合計 m ²	別表三 四の(一)の(2)のロ 円 (d)	別表三 四の(二)の(2)のロ 円 (D)
	計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 23,800円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円

合計 23,800 円

(注意)
1 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
2 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
3 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

(日本産業規格 A 列 4 番)